

飯塚市長 殿

福岡県建築都市部長
(都市計画課)

開 発 行 為 の 許 可 通 知 書

平成 31 年 3 月 6 日付けで申請のあった下記1の開発行為については、都市計画法第35条の規定により、下記2の条件を附して許可したので通知します。

記

1 開発行為の内容

(1) 開発区域に含まれる区域の名称

飯塚市筑穂元吉

字宮ムタ872番地33の一部

(2) 開発区域の面積

8,253.30 m²

(3) 予定建築物等の用途 地域密着型通所介護施設(デイケア施設)

(4) 開発許可を受けた者

住 所 飯塚市伊岐須907番地1

氏 名 有限会社中尾建設 代表取締役 渡辺 学

(5) 工事施行者

住 所 飯塚市伊岐須907番地1

氏 名 有限会社中尾建設 代表取締役 渡辺 学

(6) 工事期間年月日

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで又は許可後 545 日間

(7) 自己用・自己外用の別

自己の居住の用 ☐ 自己の業務の用 ☒ 自己以外の用 ☐

(8) 法第34条の該当号(市街化調整区域の場合) 第 号該当

2 開発許可の条件

工事施工に当たっては、設計どおりの構造物の必要地耐力があることを確認すること。ただし、地耐力が不足する場合は、工事管理者と協議の上、必要な措置を講ずること。

盛土工事については、30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとに締め固めること。また、その工程及び施工機械の写真を完了時に提出すること。



留意事項

- 傾斜が30度以上で高さが5m以上の法面を用いる計画を行っている場合は、土砂災害(特別)警戒区域について関係者に周知すること。
- 工事の施行により利害関係者との間に紛争が生じないよう措置するとともに、万一工事により第三者に損害を与え、又は、紛争が生じたときは、事業主又は工事施行者において復旧工事や損害賠償等の措置を行うよう務めること。
- 事業主及び工事施行者は、工事を廃止し、又は停止したときは、直ちに福岡県知事に届け出るとともに、そこなわれた公共施設の機能を速やかに回復し、土地の地形の変更等によって周辺の地域に、交通、用排水上の支障をきたさぬよう、また土砂崩れ、溢水等による被害を及ぼすおそれのないよう適切な措置を講ずること。
- 本事業の施行に当たって、本法以外の他の法令により許可の必要がある場合は、それぞれの定めに従い、事業主の責任において所定の手続を完了した後において着工すること。
- 工事施行中は、工事管理者を現場に常駐させ十分監督させること。
- 工事施行中は、各工事ごとに工程写真及び竣工写真を撮影し、工事完了届に添付して提出すること。
- 開発面積が5ヘクタール以上については、6か月ごとに工事施行状況報告書を提出すること。
- 開発面積が1ヘクタール以上については、開発区域内の測量の成果について、国土調査法第19条第5項に基づく指定同条第2項に基づく国土調査の成果の認証と同一の効果を有する指定を受けるよう努めること。
- 開発行為完了時には、分筆を行い、開発区域を特定すること。

備 考

- 開発行為の工事が完了したら、工事完了届を提出し検査を受けてください。検査に合格し検査済証の交付を受け、完了公告がなされた後でなければ建築工事に着手できません(別途建築基準法による確認申請の手続が必要です。)
- 特別な理由により工事完了前に建築工事に着手したいときは別途承認を受けてください。

○ この処分不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、その理由が建築、採石業又は砂利採取業との調整に関するものときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

○ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者が福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、公害等調整委員会に裁定を申請することができる事項に関する訴えは、裁定に対してのみ提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。